(b)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の自然人又は第三国の自然人であって代理人が雇用するものに対し、その作業の遂行のためパレスチナ自治区への入域及び同自治区における滞在に必要な便宜を与えること。

(c)　贈与契約に定める条件に従い、代理人を通じ、ＪＩＣＡに対し、ＪＩＣＡが受け入れることができる形式で作成された書面による報告書であって6に規定する勘定に係る取引に関するものを提出すること。

(3)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、計画に関する必要な情報を提供する。

(4)　パレスチナ自治政府行政機関は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

(5)　生産物又は役務は、パレスチナ自治区から輸出され、又は再輸出されてはならない。

8　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

9　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本使は、更に、この書簡及びＰＬＯに代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長
荒池克彦

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
ワーエル・ザクート閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、パレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
ワーエル・ザクート
パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長
荒池克彦閣下

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字西條二四八三の一七、二四八三の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市赤穂八の六五五・八の六六九・八の六七六・八の六七七・一一の一八（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　再生可能エネルギー発電用施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢二九七五の四四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村有瀬七六七の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字墓ケ谷二の一・二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び宇治田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月九日及び同月十三日（予備、同月十日及び同月十四日から同月十六日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒